

第 7 次鴻巣市総合振興計画

基 本 構 想＜令和 9 年度～令和 18 年度＞

前期基本計画＜令和 9 年度～令和 13 年度＞

基本構想（案）

第 1 章 将来都市像

第 2 章 将来人口

第 3 章 土地利用構想

第 4 章 政策展開の方向

第1章 将来都市像

1. 将来都市像

人口減少や少子高齢化の進行、社会環境の大きな変化の中にあっても、本市が持つ豊かな自然環境や地域資源を活かし、市民が安心して暮らし続けられるまちを実現するためには、その魅力を高めて広く発信し、人が集い、訪れ、関わりが広がるまちづくりを進めていくことが求められています。

また、生活環境の充実と人と地域のつながりによる支え合い、さらには市の鳥である「コウノトリ」をはじめとした多様な生きものにも人にも住みよい田園や水辺、緑地などの自然環境の保全と活用を通じて、暮らしの質と地域の価値を将来にわたり高めていく必要があります。こうした考えのもと、鴻巣市を次の世代へ引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。

「人にも生きものにもやさしい 選ばれるまち こうのす」

2. 基本理念

次の3つの基本理念の柱を、第7次鴻巣市総合振興計画推進の根幹の考え方とします。

安心して暮らし続けられる持続可能なまちづくり（社会）

人口減少や少子高齢化が進む中にあっても、市民一人ひとりが安心して暮らし続けられる環境を確保していくことが求められています。そのため、医療・福祉・子育て支援、防災・防犯などの生活基盤の充実を図るとともに、人と地域が支え合う共創のまちづくりを進め、効率的で持続可能な行財政運営のもと、将来にわたり安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

地域の魅力と産業で価値を創出するまちづくり（経済）

人口減少社会においても、地域の活力を維持・向上させるためには、本市の魅力を高め、産業を通じて新たな価値を創出していくことが必要です。そのため、自然、歴史、文化、産業などの地域資源の価値を高め、その魅力を効果的に発信するとともに、既存産業の高度化や新たな産業・雇用の創出を支援します。これらの取組により、暮らしと産業が好循環する持続可能な地域経済の実現を目指します。

自然を守り活かし次世代へつなぐまちづくり（環境）

本市の基盤である田園や水辺、緑地などの豊かな自然環境は、暮らしや地域の魅力を支える重要な資源であり、これを次世代へ引き継いでいくことが求められています。そのため、自然環境の適切な保全を図るとともに、その価値を活かしたまちづくりを進め、農地や緑地の維持・活用を推進します。これらの取組により、人と自然が共生し、良好な景観と環境が持続する都市の実現を目指します。

3. 基本構想の状況を示すまちづくり指標

基本構想の状況、まち全体の「^{すうせい}趨勢」を示すまちづくり指標を設定し、基本計画終了時に確認を行います。

1	鴻巣市の人口	117,556人
2	年間自然人口増減数	△808人(出生数 633人、死亡数1,441人)
3	年間社会人口増減数	812人(転入数4,995人、転出数4,143人)
4	人口千人当たり市内総生産額	25億9,779万円
5	人口千人当たり市内事業所数	27.4事業所
6	市域からのCO2排出量(エネルギー起源CO2)	493.2千t-CO2
7	農地面積(経営耕地面積)	1,909.3ha
8	財政調整基金残高比率	12.1%

※単位未満は四捨五入としています。

指標の出典及び算定式

- ①住民基本台帳人口（令和8年1月1日現在）
- ②住民基本台帳人口（令和7年1月～12月の合計）：出生数－死亡数
- ③住民基本台帳人口（令和7年1月～12月の合計）：転入数－転出数
- ④埼玉県市町村民経済計算（令和5年度）：市町村内総生産／住民基本台帳人口（令和6年1月1日現在）
- ⑤経済センサス-活動調査 事業所数[民営]のみ（令和3年）：事業所数／住民基本台帳人口（令和4年1月1日現在）
- ⑥都道府県別・部門別CO2排出量の現況推計（令和5年度）：産業・業務・家庭・運輸部門の計
- ⑦農林業センサス（令和7年）：経営耕地総面積
- ⑧地方財政状況調査（決算統計）（令和6年度）※令和7年度決算公表後、差替予定

第2章 将来人口

1. 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計では、全国の多くの都市で人口減少が見込まれています。こうした状況の中、鴻巣市においても、住民基本台帳を基に独自に将来人口を推計した結果、令和 32（2050）年時点の人口は社人研推計を上回るものの、既に人口減少局面に入っており、今後も減少が続く見通しとなっています。

また、人口減少への対策や今後のまちづくりの検討に資するため、最新の推計結果を踏まえ、将来の人口展望を整理し、「令和 32（2050）年時点で人口 100,000 人前後を維持すること」を長期目標として設定します。

なお、「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として策定した「鴻巣市人口ビジョン」については、その役割を本計画の将来人口に関する章が引き継ぎ、本章をもってこれに代えるものとします。

<人口の将来展望に活用する基礎データ>

市 将 来 展 望・・・令和 7（2025）年の住民基本台帳に基づき、以下の仮定値に基づく推計
社人研による将来推計人口・・・令和 2（2020）年の国勢調査に基づき、令和 5（2023）年に推計した鴻巣市の人口推計

<市将来展望の算定における仮定値>

■ 合計特殊出生率

令和 7 (2025) 年	令和 12 (2030) 年	令和 17 (2035) 年	令和 22 (2040) 年	令和 27 (2045) 年	令和 32 (2050) 年
1.050	1.062	1.074	1.086	1.098	1.110

●令和 7（2025）年の 1.050 は令和 4（2022）～令和 6（2024）年の 3 年平均値

●社人研による将来推計人口における埼玉県の合計特殊出生率の平成 27（2015）～令和 32（2050）年の変化幅が 0.06 であり、令和 7（2025）年の 1.050 から線形増加（0.012 ずつ）で推移していくと仮定し、令和 32（2050）年の 1.110 に設定

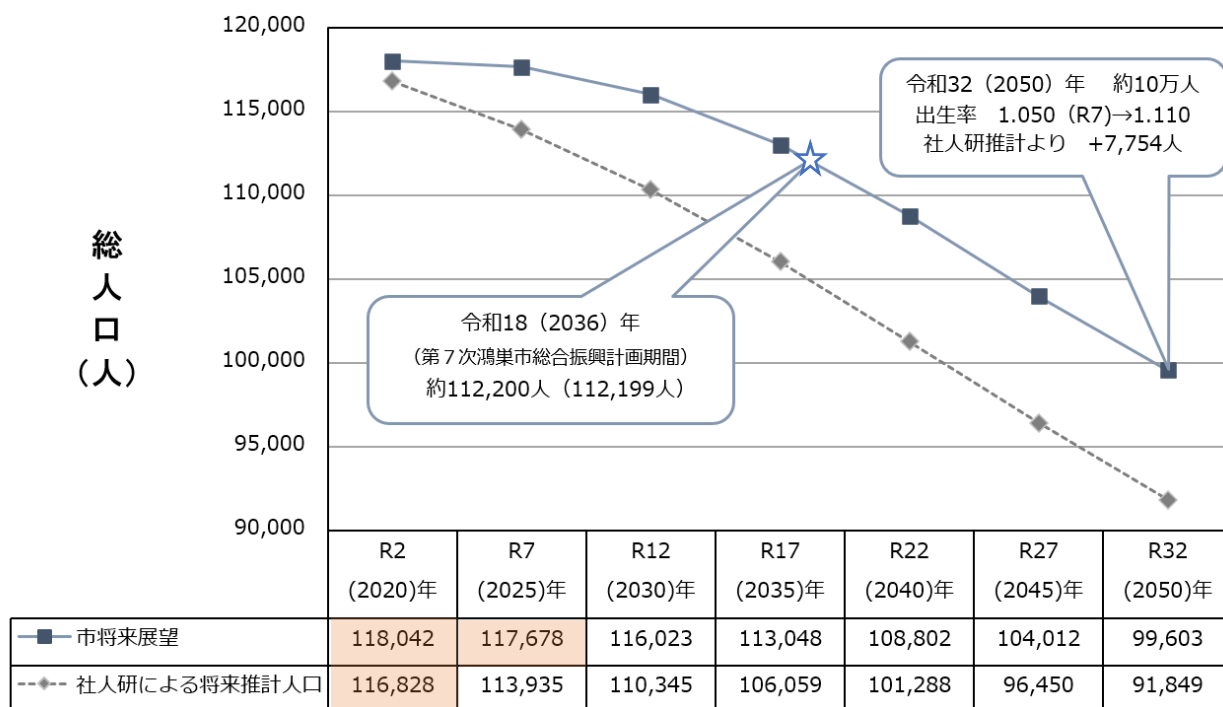
■ 純移動率（転出入）

●令和 2（2020）から令和 7（2025）年までの鴻巣市の住民基本台帳の転出入数データをもとに、将来的な区画整理事業の動向を考慮し、転入超過人口の比率を設定

鴻巣市として一体的なまちづくりを進めるため、「人口減少社会の抑制と適応」を見据え、第 7 次鴻巣市総合振興計画期間における将来人口の目標を以下のように設定します。

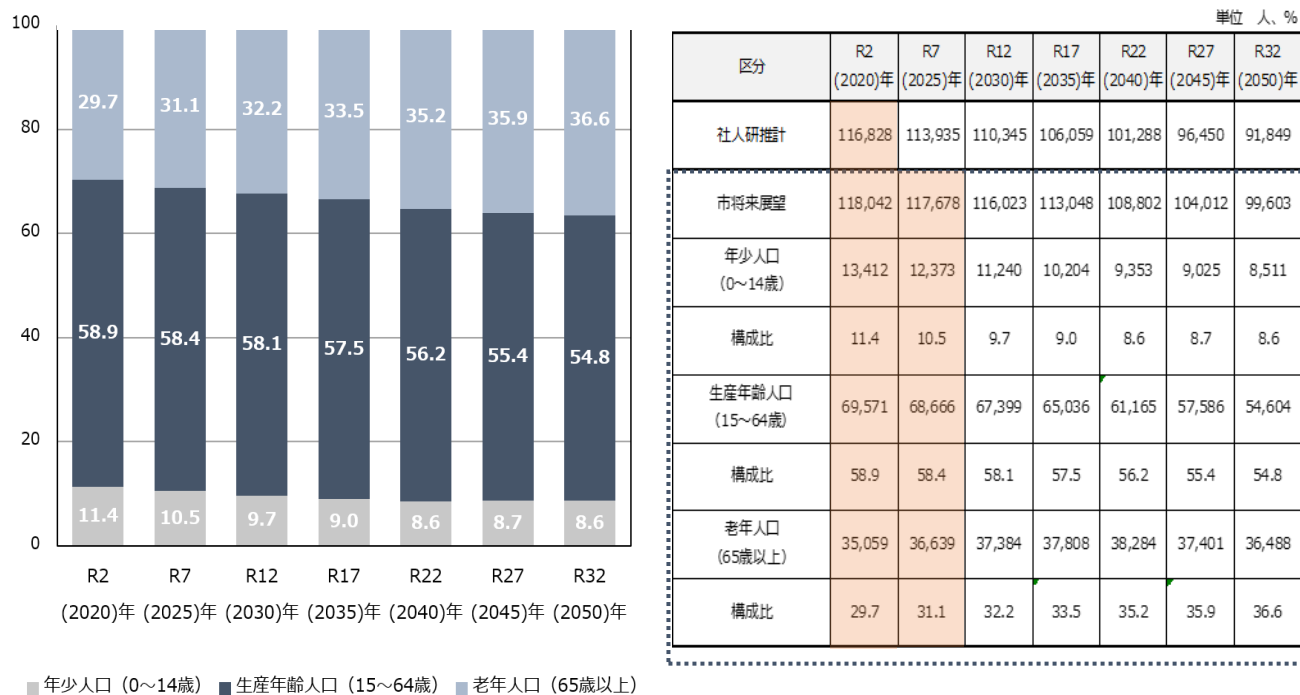
令和 18（2036）年の将来人口展望 **112,200 人**

将来人口展望



※市将来展望は住民基本台帳、社人研による将来推計人口は国勢調査に基づく

年齢3区分別の将来人口展望



※ 着色部分の人口、構成比については、実績値

第3章 土地利用構想

1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）

土地利用構想とは、市民にとって限られた資源であり、市民生活や産業活動の基盤となる「土地」について、その利用の中心となるべき方向性を示し、将来にわたり持続可能なまちの形成に向けた指針となる「まちの設計図（グランドデザイン）」となるものです。

少子高齢化や人口減少の進行など社会環境の変化を踏まえ、従来の市街地拡大型の土地利用からの転換を図るとともに、道路などの社会インフラ整備と連動した土地利用により、持続可能な都市構造の形成を目指します。

鴻巣市では以下の9つのゾーニング（面的要素）を設定し、土地利用構想図とともに将来の土地利用の方向性を示します。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
住宅・生活環境 保全ゾーン	既存住宅地を中心に、良好な住環境の維持・再生を図り、定住を支える質の高い住宅地の形成を目指すゾーンです。 少子高齢化や人口減少の進行を踏まえ、新たな市街地拡大を抑制しつつ、居住誘導区域を中心に都市基盤の更新、空き家・未利用地の有効活用を推進することで、持続可能な居住環境の確保を図ります。北新宿第二土地区画整理事業については、新たな居住拠点として市街地形成を進めるとともに、公共交通の利便性を活かし、生活利便施設が身近に利用できる、自然と調和した住宅地の創出を目指します。
にぎわい拠点 ゾーン	鴻巣駅周辺や旧中山道沿線、北鴻巣駅、吹上駅周辺など、鉄道駅を核とした区域において、商業、業務、公共サービス、交流機能などが集積する都市の中核的な拠点ゾーンとして位置付けます。 日常生活に必要な買物・サービス機能に加え、医療・福祉、子育て支援、行政サービスなどの多様な都市機能の集約を図り、市民の生活利便性の向上と地域経済の持続的な活性化を目指します。また、駅周辺においては、回遊性の向上や多様な都市機能の集積を図り、「まちの顔」となる拠点を形成します。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
工業・流通地 ゾーン	川里工業団地をはじめ、袋地区、箕田地区（鴻巣箕田地区産業団地含む）などを中心に、雇用と地域経済を支える産業基盤の中核ゾーンとして位置付けます。 既存企業の操業環境の維持・向上を図るとともに、交通利便性を活かした物流・流通機能の集積や、新たな産業立地の誘導を推進します。あわせて、周辺住環境や農地との調和に配慮し、環境負荷の低減、公害防止対策を徹底するなど、環境と共生する持続可能な工業・流通エリアの形成を図ります。
沿道利用 ゾーン	国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパスなどの広域幹線道路沿道において、交通利便性を活かした都市的土地利用を誘導するゾーンです。 自動車利用者や周辺住民の利便性向上を図るため、沿道型商業施設、サービス施設、流通関連施設などの立地を促しつつ、周辺住宅地・農地との調和に配慮した計画的な土地利用を進めます。なお、推進にあたっては、良好な景観形成に留意しつつ、無秩序な開発を抑制しながら、安全な交通環境の確保にも留意し、幹線道路沿道にふさわしい機能集積を図ります。
沿道利用 調整ゾーン	国道 17 号上尾道路の整備進捗を見据え、新たな都市形成軸となる道路沿道として、長期的視点に立った土地利用転換の可能性を検討するゾーンです。 当面は周辺環境との調和を重視し、土地利用を慎重に調整するとともに、将来的な沿道利用ゾーンへの移行を視野に入れた柔軟な対応を検討するなど、交通機能の強化に合わせて、地域環境の保全との両立に努めながら、段階的な土地利用誘導を図ります。
交流・地域産業 創出ゾーン	「道の駅」を中心とし、国道 17 号、国道 17 号熊谷バイパス、国道 17 号上尾道路の交通結節点という立地特性と、北鴻巣駅徒歩圏というポテンシャルを最大限に活かした本市の魅力発信・交流拠点ゾーンとして位置付けます。 商工業、農業、観光の強みを伸ばし、特色ある地域産業を結びつけ、地産地消、交流人口の拡大、新たな雇用やビジネスの創出を促進します。市内外から人が訪れ、地域の魅力を体験・発信できる場として、人・モノ・情報が循環する交流拠点形成を目指します。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
農業・田園 保全・活用ゾーン	農地や田園景観の保全を基本とし、農業生産と農地の多面的機能を支える基盤ゾーンとして位置付けます。 農地の集積・集約化や生産基盤整備を進め、持続可能な農業経営を支援するとともに、都市農業の特性を活かした直売、農業体験、食育活動などを推進します。あわせて、防災面でのオープンスペース機能や景観形成にも配慮し、都市と農の共生を実現する土地利用を図ります。
公園・緑地 ゾーン	水と緑に恵まれた本市の特性を活かし、憩い・健康・防災・環境保全を支える緑の基盤として位置付けます。 公園や緑道、水辺空間の整備・保全を通じ、市民の健康増進、スポーツ・レクリエーションの推進、災害時の避難・減災機能の強化を図ります。また、水辺動植物の生息環境の確保や、コウノトリが生息できる環境づくりを進め、「人にも生きものにもやさしい緑地形成」を目指します。
防災・環境基盤 検討ゾーン	治水対策や雨水調整機能など、都市の安全性と地域環境を支える基盤的な土地利用として位置付けます。 洪水・浸水被害の軽減、非常時の機能確保を最優先とし、地域の安全確保に資する土地利用を図ります。

2. 土地利用構想図



第4章 政策展開の方向

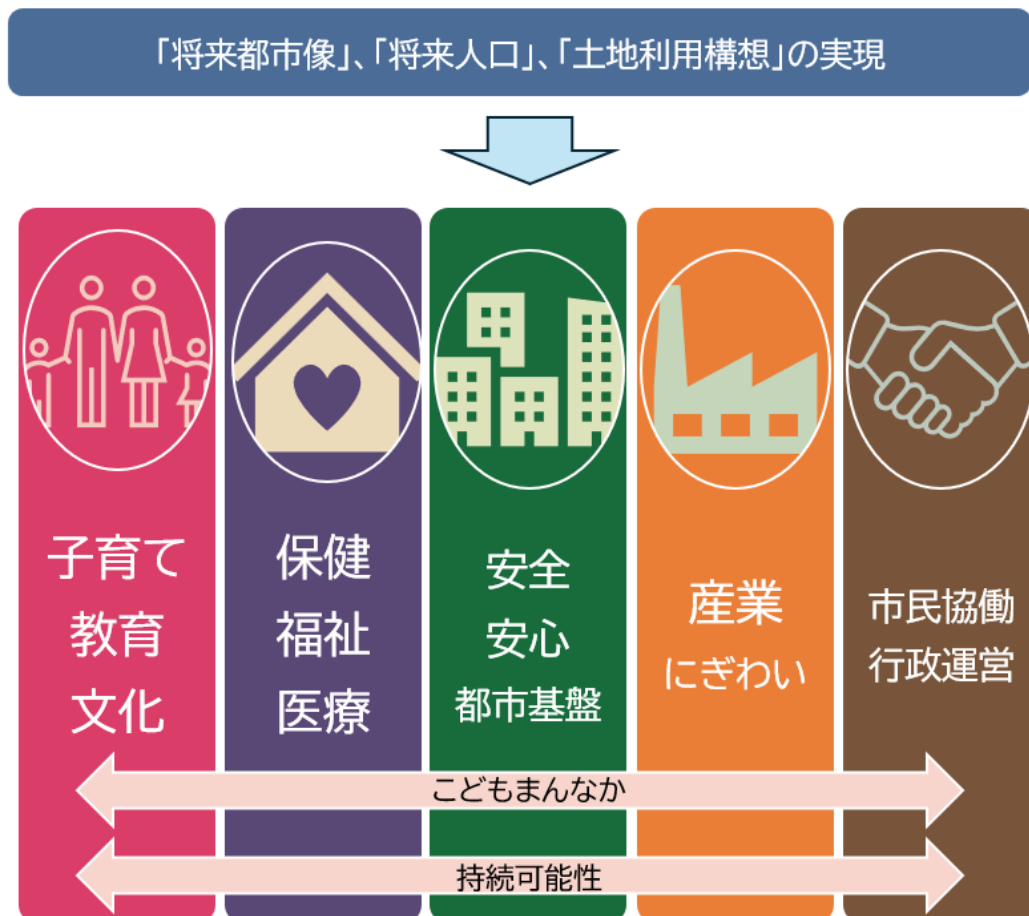
1. 政策の設定

社会の多様化及び複雑化に伴い、行政需要は広範かつ高度化し、従来の分野別施策の枠組みを超えた総合的かつ戦略的な対応が求められています。このような状況を踏まえ、本市においては、将来都市像の実現に向け、各行政分野を体系的に「政策」として位置付け、計画的かつ効果的に施策を推進します。

第7次鴻巣市総合振興計画においては、持続可能なまちづくりの実現を基本に据え「スマートシュリンク（縮充）」の理念のもと、規模の適正化と質の向上の両立を図る観点から「子育て・教育・文化」「保健・福祉・医療」「安全・安心・都市基盤」「産業・にぎわい」及び「市民協働・行政運営」の五つの分野に政策を整理し、これを未来志向型の政策体系として構築します。

また、本市のまちづくりは、すべての市民が年齢や障がいの有無その他の違いにかかわらず、地域社会を構成する一員として尊重され、相互に支え合いながら共に生きることのできる包摂的な社会の実現を基本理念とし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

さらに、これらの政策を一体的かつ効果的に推進するため、分野を横断した連携の視点として「こどもまんなか」及び「持続可能性」を位置付け、あらゆる政策領域にこれらの理念を反映させることにより、将来にわたり持続可能で活力ある地域経営の確立を目指します。



2. 政策毎の基本方針

政策 1

子育て・教育・文化に関する政策

～こども・若者、学びと文化が未来をつくるまち～

政策の背景・課題

「こども基本法」の施行やこども家庭庁の設置により、こどもまんなか社会の実現に向けた取組が全国で進んでいます。

また、教育現場では GIGA スクール構想により、ICT の活用や多様な学びの重要性が一段と高まっています。こうした動きを背景に、こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援や多様な学びの機会を確保することが求められています。

本市では、こども家庭センター「ここの巣」の設置や教育・保育環境の整備による定員の拡大などにより、妊娠期から青年期までの切れ目のない支援体制の整備を進めてきました。

また、学校教育においては、確かな学力の向上や児童・生徒の生活満足度の向上など、一定の成果が見られています。

一方で、不登校児童生徒への対応や学びの選択肢の確保、教育・保育分野における担い手の確保や施設の維持・更新など、継続的に取り組むべき課題も顕在化しています。

あわせて、こども・若者への支援にとどまらず、市民一人ひとりが生涯にわたり学び、文化やスポーツに親しみながら、地域の中でつながりを持ち続けることの重要性も高まっています。

こうした状況を踏まえ、こどもや若者の健やかな成長を支えるとともに、年齢や立場を問わず、誰もが学びや文化・スポーツ活動にアクセスできる環境を整えていくことが求められています。

政策の基本方針

妊娠期から青年期までの切れ目のない支援を基盤に、こども・若者一人ひとりの状況に応じた支援と多様な学びの充実を進めます。

あわせて、教育・保育の質・量の両面の充実を図るとともに、市民が生涯にわたり学び、文化やスポーツに親しみながら、地域の中でつながりを持ち続けられる環境づくりを進めます。

施策の構成

- 1－1 こども・若者・子育て支援の推進
- 1－2 確かな学力と多様な学びの推進
- 1－3 市民文化・生涯学習・スポーツの振興

政策の背景・課題

全国的に少子高齢化が進む中、本市においても、高齢者人口の増加に伴う医療・介護ニーズの増大と生産年齢人口の減少による担い手の不足といった課題が顕在化しています。加えて、単身高齢世帯や高齢者のみ世帯の増加、地域コミュニティや親族関係の希薄化などにより、支援を必要とする人が地域社会の中で表面化しづらく、必要な支援につながりにくい状況が見られます。

さらに、介護・福祉分野では人材不足や現場の負担増大が顕在化しており、サービスの質を維持・向上しながら持続可能な体制を確保するためには、人材の確保と業務の効率化が課題となっています。

また、生活課題は複雑化・複合化しており、医療・介護・福祉分野の連携に加え、地域住民、民間団体などの多様な主体との協働による包括的な支援体制の構築が求められています。

このような中で、健康づくりの面では、市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上に向けた取組の成果により、健康寿命が県平均を上回っています。

引き続き、個々のライフスタイルに応じた生活習慣病の予防や心の健康づくりなどの取組により、健康で活力に満ちた生活を支援していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、住み慣れた地域で支え合い、誰もが健康で暮らし続けられる地域づくりが求められています。

政策の基本方針

市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境の充実に図るとともに、生活習慣の改善や疾病の予防などを推進し、健康寿命のさらなる延伸を図ります。あわせて、支援を必要とする人を早期に把握し適切な支援につなげるため、関係機関、地域、民間団体などとの連携・協働による包括的な相談支援体制の充実に図り、地域共生社会の実現を進めます。

施策の構成

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 社会福祉の推進
- 2-3 高齢者福祉の推進
- 2-4 障がい者支援（サービス）の推進

政策3

安全・安心・都市基盤に関する政策 ～安全・安心な都市基盤を次世代につなぐまち～

政策の背景・課題

気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化や公共施設・都市基盤の老朽化の進行などにより、市民の生命や暮らしを支える都市基盤の重要性が一層高まっています。

また、高齢者や単身世帯の増加に伴い、日常的な外出や生活圏内での移動の確保とともに、防災、防犯、交通安全への配慮など、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備が求められています。

本市では、幹線道路の整備や交通環境の向上をはじめ、避難所機能の強化、公園や上下水道の維持管理などを通じて、安全で快適な生活環境の整備を進めてきました。

一方で、国道 17 号上尾道路の整備に伴う交通ネットワークの強化、防災・減災対策のさらなる充実、公共施設や都市基盤の老朽化への対応、高齢化の進行による交通弱者対策、交通安全や防犯に対する市民ニーズの高まりなど、継続的に取り組むべき課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、将来世代に負担を先送りしないためには、都市基盤を計画的に維持・更新しながら、安全性と利便性の調和が取れた良質な生活環境を確保していくことが重要です。

あわせて、持続可能な都市運営を実現するためには、特性に応じた都市機能の適切な誘導、安全で快適な住宅市街地の形成、交通ネットワークの維持が必要です。さらに、誰もが歩いて暮らせるウォーカブルなまちづくりを目指し、居住や都市機能の集約と公共交通との連携を図る「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づいたまちづくりへの転換が求められています。

政策の基本方針

防災・減災対策や防犯、交通安全の充実を図るとともに、公共施設や道路、公園、上下水道、公共交通などの都市基盤を計画的に維持・更新し、安全で快適な生活環境の確保を進めます。

あわせて、資源循環や脱炭素の視点を取り入れながら、都市機能の集約と公共交通の連携によるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく持続可能なまちづくりを進めます。

施策の構成

- 3-1 防災・減災対策の推進
- 3-2 くらしの安全対策の推進
- 3-3 循環型・脱炭素・自然共生社会の推進
- 3-4 上下水道の安定的な運営
- 3-5 調和と魅力あるまちづくりの推進
- 3-6 道路の整備

政策4

産業・にぎわいに関する政策

～産業とにぎわいが地域の未来を支えるまち～

政策の背景・課題

社会経済環境の変化や人口減少の進行により、地域産業を取り巻く状況は大きく変化しています。全国的な人手不足が深刻化する中、商工業や農業においては、生産性の向上や事業の継続に向けた対応が求められています。

また、消費行動や観光のあり方の変化により、地域資源を活かした付加価値の創出や、交流人口を地域経済につなげる取組の重要性が高まっています。

本市では、産業団地の整備などにより商工業の基盤強化が進む一方、商店街における空き店舗の増加や、中小企業における円滑な事業承継が課題となっています。

また、農業分野では、日本トップクラスの生産量を誇る「花」をはじめとした強みを有する一方で、担い手の高齢化や出荷額の減少など、将来を見据えた対応が求められています。

さらに、令和 10 年の開業を目指す「道の駅こうのす」をはじめ、地域資源を活かした観光・交流の可能性を十分に発揮し、市内の回遊性を高め、消費につなげる仕組みづくりの構築により、地域経済全体への波及効果を高めていくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、地域経済の活力を維持・向上させるためには、市内産業の「稼ぐ力」を高め、創業や事業承継を支援するとともに、商工業・農業・観光が相互に連携しながら、持続的に発展できる環境を整えていくことが求められています。

政策の基本方針

商工業・農業・観光の振興を通じて地域経済の活力を高め、市内産業の稼ぐ力の向上と持続的な発展を図ります。

あわせて、創業や事業承継、人材確保、生産性向上に向けた支援を進めるとともに、地域資源や交流拠点を活かしながら、にぎわいと交流を生み出す産業基盤の強化を進めます。

施策の構成

- 4－1 商工業の振興
- 4－2 農業の振興
- 4－3 観光・交流による地域活力の向上

政策の背景・課題

人口減少が進行する中、行政サービスの需要や市民ニーズは多様化・高度化しており、自治体には、これまで以上に効率的で質の高い行政運営が求められています。

また、地域課題が複雑化する中で、行政だけで対応することには限界があり、市民や事業者、各種団体との協働による取組の重要性が高まっています。

国においては、「地域未来戦略」において、人口減少下においても持続可能な地域運営を実現するための方向性が示されており、デジタルの活用や多様な主体との協働を通じて、各地域が主体的に地域経営に取り組むことが求められています。こうした国の方向性を背景に、自治体には、従来の行政運営の在り方を見直し、地域全体の力を引き出す取組が求められています。

本市では、電子申請の拡充などデジタル技術を活用した行政手続の利便性向上に取り組むとともに、人権の尊重やコミュニティ活動への支援を通じて、市民一人ひとりが主体となるまちづくりの基盤整備を進めてきました。

一方で、地域コミュニティの希薄化や担い手の不足により、従来の地縁型組織だけでは地域活動の継続が難しくなる場面も見られます。

さらに、公共施設の老朽化や行政運営を支える人材確保といった課題を抱える中、将来にわたり安定した行政サービスを提供していくためには、限られた人的・財政的資源を前提に、官民連携による民間資金・ノウハウ活用も十分考慮した、機能やサービスの質を維持・向上させながら全体最適を図る「スマートシュリンク（賢く縮む）」の考え方に基づく行財政運営が求められています。

政策の基本方針

多様な主体が互いに認め合いながら地域課題の解決に関わることができる基盤を整備し、市民、事業者及び各種団体との協働・共創によるまちづくりを進めます。

あわせて、地域コミュニティの維持・活性化を図るとともに、デジタル技術の活用や業務の効率化、公共施設マネジメントの推進などの行財政改革を強化し、持続可能な行財政運営を進めます。

施策の構成

- 5－1 人権を尊重する地域社会の推進
- 5－2 コミュニティ活動の推進
- 5－3 市民・事業者との協働・連携の推進
- 5－4 持続可能な行財政運営の推進
- 5－5 デジタル技術を活用したスマートな自治体経営